

令和5年第9回農業委員会定例会議事録

開催日時 令和5年9月7日（木）14時00分～

開催場所 羽曳野市役所 本館北会議室

出席一覧表

地区名		農業委員	出・欠	農地利用最適化 推進委員	出・欠	役職	
東部地区	古市	松永 年實	○				
		麻 隆司	○				
		笹本 育司	○				
				松本 武博	○		
	西浦	塩田 勝則	○				
		高橋 寛	○				
		井口 優	○				
				辻本 弘吉	○		
	駒ヶ谷	堀内 利弘	○				副会長
		植野 純央	○				
		吉田 隆美	○				
					吉田 繁	○	
西部地区	埴生	高岡 直吉	○			副会長	
				尼丁 正寄	○		
	高鷲	奥野 晋也	○				会長
		松本 忠久	○				
	丹比	大谷 章	○				
		小池 良夫	○				
					大谷 憲央	○	

出席委員 (農業委員 14名) (推進委員 5名)

欠席委員 (農業委員 0名) (推進委員 0名)

農業委員会事務局

葉山浩章 吉村直樹 渡辺正治

案 件

報告第19号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	3件
議案第26号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第27号	都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく 事業計計画について	1件
議案第28号	農用地利用集積等促進計画(案)承認について	1件
議案第29号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について	2件

以上、会議の顛末は、事務局で記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

委 員

委 員

【開会 13 : 55】

事務局 それでは、皆さんお揃いですので、ただいまより、令和5年第9回の農業委員会定例会を開催させていただきます。
出席委員につきましては、定足数に達しておりますので、本定例会は成立しておりますことをご報告いたします。
それでは開会にあたりまして、奥野会長よりご挨拶をお願いします。

奥野会長 皆さんこんにちは。
9月に入ってもまだ暑い日が続いておりますが、昨日ぐらいからちょっと涼しくなった感じですが、若干温度が下がってきたようで、その反面、台風がたくさん発生しております。先月8月14日、お盆に台風7号が大阪を通過し、20件余りの建物の被害があったそうで、大規模ではなかったようで本当によかったなと思っております。これからも発生しますので、また来月から稲刈り等が始まります、まだまだ暑い日が続きますので、健康には留意して頑張っていたきたいと思っております。
それではただいまより会議の方始めさせていただきますので、事務局より案件の説明の方よろしく願いいたします。

事務局 それでは、令和5年第9回農業委員会定例会で上程させていただきました、議案の概略を説明させていただきます。
初めに、報告第19号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、古市地区2件、高鷲地区1件の計3件です。
次に、議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について、西浦地区1件です。
次に、議案第27号都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画について、丹比地区1件です。
次に、議案第28号 農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、古市地区1件です。
最後に、議案第29号相続税の納税猶予に関する適格者証明について、丹比地区2件です。

以上 本日ご審議いただきます案件については、報告案件が3件、議案案件が5件の合計8件となります。

それでは議長、ご審議の程よろしく願いいたします。

奥野議長 本定例会は成立していますこと、先ほど事務局長から報告がありました。それでは、議案審議に入る前に、私から議事録署名委員を指名させていただくことにご異議ありませんか。

全委員 異議なし

奥野議長 それでは、本日の議事録署名委員を井口委員さんと吉田繁委員さんにお

願います。よろしく願います。

それでは、報告第19号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について事務局から説明をお願いします。

事務局

農地法第4条第1項第8号の届出について、3件続けてご説明をさせていただきます。

この届出は、市街化区域の農地の転用に関する届出です。

農地法第4条の届出は、自分の土地を自分のために使用するための届出です。

1件目です。地図①4条届出をご参照ください。

地区名は、古市地区です。

対象地は、古市六丁目1073番1 地目は、畑 面積は、89㎡となります。

届出人につきましては、議案書のとおりです。

転用目的は、住宅（建築済）です。

現地確認委員は、松本武博委員です。

2件目です。地図②4条届出をご参照ください。

地区名は、高鷲地区です。

対象地は、南恵我之荘五丁目852番 地目は、田 面積は、316㎡

届出人は、議案書のとおりです。

転用目的は、宅地です。

現地確認委員は、松本忠久委員です。

3件目です。 地図③4条届出をご参照ください。

地区名は、古市地区です。

対象地は、軽里三丁目450番1 地目は、畑 面積は、46㎡

届出人は、議案書のとおりです。

転用目的は、個人住宅の建築（建築済）です。

現地確認委員は、麻委員です。

なお、本届出について「農地法関係事務処理にかかる処理基準」

第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ありません。

現地確認していただきました結果、確認委員さんから異議ありませんでしたので報告いたします。

説明は以上となります。よろしく願います。

奥野議長

農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、地元委員さんから異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。地区委員さん、他の委員さん承認願います。

奥野議長

続きまして議案第26号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第26号農地法第3条の規定による許可申請につきましてご説明させていただきます。
 本件は、農地の所有権移転を行うものです。
 地図の④3条許可をご参照ください
 地区名は、西浦地区です。
 申請地は、東阪田地番が8筆 地目は全て田、面積は2,549㎡
 尺度1072番 地目は、田 面積は76㎡
 蔵之内826番 地目は、田 面積は495㎡
 面積は合計10筆 3,120㎡
 譲渡人、譲受人は議案書のとおりとなっております。
 譲受人の農作業歴は約28年、現在は今回申請地の一部で農作業をしておりましたが、今回借りていた農地の周辺が同じ地主が所有しており、これら農地を購入して今後、本格的に営農を行いたいとのことで申請されました。計画では主に今まで露地野菜を中心に作付けしていたため、引き続き露地野菜を中心に計画をされています。機材については、耕運機、草刈り機、運搬用の軽車両を所有されています。
 購入された農地は一部草木が生い茂り適正に管理されていませんでしたが、譲受人は自費で伐採を行い自身も草刈りを日々おこなっております。以上から、購入面積は広いですが、自宅からは近く年間200日以上は農地に通えるため、露地野菜の栽培と農地の適正な管理については独力でも問題ないと判断をしております。

説明は以上です。

奥野議長 西浦地区の農地法第3条の許可申請について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 異議なし

奥野議長 地元委員さん、異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

奥野議長 地元委員さん、地区委員も異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

奥野議長 異議がないようですので、西浦地区の農地法第3条許可申請は原案どおり、可決決定いたします。

奥野議長 議案第27号都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第27号都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画に

ついて地図⑤都市農地事業計画をご参照ください。本件は、羽曳野市長から、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（いわゆる都市農地貸借法）に基づく事業計画に係る審議依頼がありましたので、これに対して意見を提出するものです。

なお、本件は昨年9月の定例会に意見を提出され今回は、期間満了を受けて申請をされたものです。

申請地は、羽曳野市河原城713番、地目は、田、面積は、694㎡

羽曳野市河原城756番、地目は、田、面積は、1,133㎡

所有者およびは、賃借人は議案書のとおりです。

設定する権利は、賃借権です。

貸付期間は、令和5年9月7日から令和6年9月6日までの1年間となります。

作付予定作物は、地元野菜ということで、収穫の50%以上を自社店舗及び羽曳野市の道の駅等で販売される予定です。

借り手の法人は、岸和田市でも農業事業をされており、適正に管理がされていることを市の市長部局である農とみどり推進課から報告を受けて確認とれております。

また、農機具の所有状況につきましては、耕運機、草刈機、軽トラックを自社で持っておられます。

以上のことから、本事業計画は認定基準に適合しており、農地としての有効利用が期待できるものと考えます。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いたします。

奥野議長	丹比地区の都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画を決定することについて、地元委員さんいかがですか
地元委員	異議なし
奥野議長	地元委員さん異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。
地区委員	異議なし
奥野議長	地元委員さん、地区委員も異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。
他の委員	異議なし
奥野議長	異議がないようですので、原案通り決定いたします。丹比地区の事業計画につきまして、市長に決定した旨、回答いたします。
奥野議長	議案第28号農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第28号農用地利用集積等促進計画（案）の承認について農用地利用集積等促進計画（案）の承認に係る意見聴取がありましたので、

これに対して意見を提出するものです。農用地利用集積等促進計画（案）についてご説明させていただきます。

1 件目

地図⑥利用集積をご参照ください

地区名は古市地区です。

申請地は 碓井2丁目428番1 地目は、田 面積は、693㎡

碓井2丁目448番 地目は、田 面積は、849㎡

利用権の設定をする者、利用権の設定を受ける者、所有者と賃借人は、議案書のとおりです。

利用権の設定を行う者は、農地中間管理機構の一般財団法人 大阪府みどり公社となっております。

借り手につきましては、現在、羽曳野市内で所有している者で、イチジクの作付けを実績としているものです。今回借りる農地においてもイチジクの作付けを計画されております。

農機具につきましては、トラクター、草刈機を購入する予定です。

以上のことから、農用地全てを効率的に利用し耕作され、常時農業に従事できうると判断いたします。

設定する利用権は、賃借権となります。

貸付期間は 令和5年11月1日から

令和10年10月31日までの5年間となっております。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いたします。

- | | |
|------|---|
| 奥野議長 | 古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員さんいかがですか。 |
| 地元委員 | 9月1日に現地を確認しました。
高齢ですが、草刈りはされていて問題なしです。 |
| 奥野議長 | 地元委員さん、異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。 |
| 地区委員 | 異議なし |
| 奥野議長 | 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。 |
| 他の委員 | 異議なし |
| 奥野議長 | 異議がないようですので、原案どおり承認いたします。
古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、農地中間管理機構に承認の旨を回答いたします。 |
| 奥野議長 | 続きまして、議案第29号相続税の納税猶予に関する適格者証明について、事務局より説明をお願いします。 |

事務局

議案第29号相続税の納税猶予に関する適格者証明について
1件目についてご説明いたします。

相続税の納税猶予に関する適格者証明書について

これは、被相続人及び相続人が租税特別措置法第70条の6第1項の規定
の相続税の納税猶予の適用を受けるための証明です。

地図⑦納税猶予適格者証明をご参照ください

地区名は、丹比地区です。

被相続人、相続人は議案書のとおりです。

相続開始年月日は、令和4年12月16日

適用農地は、

羽曳野市野319番 地目は、田 1262㎡

野320番1 地目は、田 1264㎡

野321番1 地目は、田 542㎡

現地調査しましたところ、現在3筆とも水稻をされており、適正に管理さ
れていることを確認しています。

相続人は、被相続人と一緒に農業の手伝い等経験があり、農耕用の機材も
そろっていることから、今後も引き続き農業の継続に問題ないと判断して
おります。

2件目についてご説明いたします。

相続税の納税猶予に関する適格者証明書について

これは、被相続人及び相続人が租税特別措置法第70条の6第1項の規定
の相続税の納税猶予の適用を受けるための証明です。

地図⑧納税猶予適格者証明をご参照ください

地区名は、丹比地区です。

被相続人、相続人は議案書のとおりです。

相続開始年月日は、令和4年12月16日

適用農地は、野504番3 地目は、田 1414㎡のうち1222㎡

現地調査しましたところ、適正に管理されていることを確認しています。

申請地は自宅に隣接しており、畑として畝たてしており、作付け可能な状
態であります。自宅敷地には農業用倉庫が併設しており機材等も保有され
ています。相続人は、被相続人と一緒に農業の手伝い等経験があり、今後
も引き続き農業の継続に問題ないと判断しております。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いたします。

奥野議長

1件目の丹比地区の相続税の納税猶予に関する適格者証明について、地
元委員さんいかがですか。

地元委員

1件目のところは水稻を作っておられて問題ありません。2件目のところ
は、いまのところ何も植わっていませんが、畑の形状が残っておりますの
で、問題ないと思います。

奥野議長

地元委員さん異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員

異議なし

奥野議長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

奥野議長 異議がないようですので、
1 件目、2 件目の丹比地区の相続税の納税猶予に関する適格者証明については原案どおり可決決定いたします。

奥野議長 これをもちまして、報告・議案の審議は終了いたします。

【閉会 14 : 15】